

総務委員会委員長報告書

平成27年7月8日

総務委員会に付託されました議案4件、陳情1件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告いたします。

初めに、陳情第10号 「安保法制の撤回を求め
る意見書提出を求める陳情書」について申し上げます。

本陳情は、安保法制の撤回を求める意見書提出を求める陳情書を政府及び関係行政官庁あてに提出することを求めるものです。

初めに、当局より、安保法制をめぐる日本の外交、安全保障に関する問題については、国会の場で、現在議論されています。

憲法改正や憲法解釈を含む問題は、引き続き国において、十分議論される問題であり、市が意見を述べる立場にはありません。

市の役割としては、昭和62年に行った平和都市宣言の下、人類共通の願いであります恒久平和に向けて、市民とともに草の根的な平和施策を実施して参ります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

安保2法案に対しては、衆議院の憲法審査会で、与党推薦者も含め3名の憲法学者が違憲と述べ、元自民党の重鎮政治家たちや自民党政権下にあった元内閣法制局長官たちも違憲だと述べている。

与党が合憲論の根拠として持ち出した砂川事件最高裁判決は、そもそも集団的自衛権の合憲や違憲を論じたものではなく、1972年の政府見解も結論部分で集団的自衛権の行使は憲法上許されないと明言しており、与党が最大の論拠としたこの2点も破たんが明確になっている。

与党は安全保障環境の根本的な変容・変化も強調するが、それは全く論証できておらず、つまり立法事実を示せていない状況である。

また、政治家の役割の重要性も強調するが、それは憲法学者も批判しているように法治主義に対する人治主義、近代に対して中世を対置して独裁政治を標榜するものであり、近代の立憲主義への真っ向からの挑戦である。

さらに、国民保護法において自治体が課せられている役割にも負担と人権侵害の危険性を強める。

2 採択の立場で討論する。

日本は60年以上にわたって積み重ねられてきた集団的自衛権の行使は憲法違反という政府解釈を、安倍政権が覆したことで、米軍の侵略戦争に日本の自衛隊が参戦する可能性さえ生じる。

日本が戦争当事国となり、自衛隊が国際法違反の侵略軍となる危険性が現実のものとなる。政府が平和安全法制の名で持ち出してきたこの法案は、武力の保持を禁止した憲法9条を幾重にも踏みにじるものであり、違憲立法である。

3 不採択の立場で討論する。

陳情書で求められている平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案は現在国会において審議中である。国民的な関心が高い社会情勢を受けて政府は、国会を95日延長することでより慎重な審議を行う姿勢が見受けられる。その結果、国民にわかりやすい審議が行われることが望まれる。

昨年の集団的自衛権に関する意見書の際、流山市議会では慎重審議を求める判断を行ったが、同法案についても慎重審議を求めるという視点では変わらないが、自国の安全をどのように構築し、また、現在の国際社会に対してどのように責任を果たしていくかは、一議員としても熟慮・熟考していく場としてとらえたいと思う。
がありました。

採決の結果、3対4をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第43号「平成27年度流山市一般会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、国の平成26年度「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に関連して、

本年第1回定例会で議決し、平成26年度流山市一般会計補正予算（第8号）で前倒しして追加補正を行った平成27年度当初予算に計上済みの事業費の減額補正を行うほか、

平成27年度の「社会資本整備 総合交付金」が要望額から減額されて内示されたことなどに伴う所要の財源補正などを行い、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ12億1,555万6千円を減額し、予算総額を538億2,544万4千円とするほか、地方債についての補正を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し賛成の立場で討論する。

内容が主に国からの交付金決定によるもので適切な補正措置と判断した。体育館の予算確保については今回努力の経緯が見られたと思う。

また、財政調整積立基金の適正な運用も評価した。地方創生先行型の補助金については交付決定から、各自治体の予算化まで期間が短いため、新規事業の立案や検討の時間が十分取れないのではないかという課題があるが、今年度以降は、新しい事業を育成していくことも要望する。今後、適切な事業計画と執行を期待する。

2 反対の立場で討論する。

国の景気対策として地方経済のための交付金が新たな事業、市内の地域経済を掘り起こすのではなくて、市の事業の単独費でやっていることに使ってしまう問題を、これまでも指摘してきた。前倒し分を減額することはわかるが、今回の補正には反対とする。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

地域住民生活等緊急支援のための交付金についての内閣総理大臣指示では、仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて、地方の活性化を促すこと、と述べている。

これは地域の経済界だけでなく、そのパートナーである労働界からも意見を聞けと言うことでもある。

労働界も、まちづくりについて制度政策を持っている。それも組み込んで総合戦略をつくらないと、本当の意味の地域での仕事づくりや地域経済の活性化にならない。そのことを強く要望する。

4 1点要望し賛成の立場で討論する。

地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型事業を1年度前倒ししたものによる減額補正となっており、理解するものである。

今後は政府が求める地方創生並びに地方の景気的好循環につなげるよう努力することを要望する。がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、**議案第44号 「流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」** 申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる番号法）が施行されることに伴い、特定個人情報の保護等に関する規定を整備するものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し賛成の立場で討論する。

年金機構の情報流出による危機管理対策など課題は多い案件と思う。ただし、地方自治体の現場としては上位法改正により遅滞なく制度を改定して推進することは行政サービスの基本と考える。情報管理の徹底や危機管理対策充実が課題であり、これらの対策を適切に講じることを要望する。

2 反対の立場で討論する。

今年10月に全ての国民に12ケタの個人番号、法人には法人番号が通知されるということだが、来年1月の制度開始である。

しかし、日本年金機構から125万件の個人情報が流出したり、ベネッセなど民間企業の情報漏えいも、相次いでいる。100パーセント漏えいを防ぐシステムは不可能であり、一度漏れた情報は流通売買され取り返しがつかなくなることや、情報は集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすくなる。

3 反対の立場で討論する。

日本年金機構における情報漏えいは、マイナンバー制度の脆弱性につながる可能性を示している。

また、マイナンバー制度自体も情報漏えい、成りすまし、行政事務全体へのダメージをもたらす可能性を否定できない。現在より桁違いに多い情報を集積して一元管理を進めるものであり、それが漏えいした時の悪影響は分散型の場合と比べて計り知れないものである。

そもそも集中、一元管理され、ネット接続されたデジタル情報の漏えいを防ぐ方法が存在するとも思えない。税と社会保障における公正な負担と給付のためと言われるが、政府も、共通番号で全ての取り引きと、所得を把握することは不可能だと言う。

社会保障給付の抑制やサラリーマンの徴税管理強化にしか役立たないものである。

情報システム投資、ビッグデータの開放によるビジネスチャンスの創出など、経済界の強い要求が背景にある。2900億円といわれるマイナンバー特需のために国民のセンシティブ情報を含む個人情報情報を危機にさらしてよいわけがない。

がありました。

採決の結果、4対2をもって、
原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号 「流山市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、根拠条項の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、

採決の結果、全会一致をもって、
原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号「工事請負契約の変更について（市民総合体育館建設工事）」 について申し上げます。

本案は、平成25年流山市議会第4回定例会で議決した市民総合体育館建設工事に係る工事請負契約について、建築基準法の一部改正に伴う安全基準に適合させるための天井の施工方法の変更、その他の工事内容の変更により、契約金額を4,644万円増額し、50億8,939万2千円としようとする内容です。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

当初の予算と事業の進捗率からして妥当な契約金額と考える。契約締結により事業の進捗を遅滞なく履行するものである。

2 反対の立場で討論する。

市民総合体育館の建設については、これまで何度かの契約変更により、完成後には年間の維持費等に影響するなど、利用者に負担をかぶせるものになるという懸念などがある。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

今回は法改正及び法手続き対応などにより増額するものであり、理解を示すものである。

ただし、いかなる理由があれども当初議会に示した事業費よりも大きく増額している事実は厳しく指摘せざるを得ない。

今年の11月完成に向けて残り5か月の工期となるが、平成28年4月の利用開始に向けて事業の遅滞がないよう安全面に配慮した工事が推進されることを要望する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、
原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。